

施設長様
事務ご担当者様

一般財団法人
滋賀県民間社会福祉事業職員共済会事務局長
(公印省略)

福利厚生事業

リフレッシュ補助金請求書 について

昨年度より新たな試みとしてスタートした施設利用料金の補助ですが、今年度は請求出来る内容を拡充し、ネーミングも『リフレッシュ補助金請求書』としてご案内いたします。

◆請求範囲は、昨年度に引き続き、施設利用時、年間パスポート購入時、また、皆様のご要望にお応えしまして、**観劇・観戦等も可**といたします。

※ただし、共済会通年チケット及びチケット斡旋・会員交流事業にて取扱分については請求出来ません。

(劇団四季等で、チケット斡旋と演目が違う場合は請求可能です。)

また、宿泊費・交通費・食事代等も請求の対象となりませんので、ご了承願います。

◆**会員(利用日に加入期間1ヶ月以上)一人につき、年度に1回ご請求いただくことが出来ます。**

・2023年度は2023/4/1～2024/3/31利用日分までご請求いただくことが出来ます。

◆**補助額の上限は5,000円です。 * 請求は会員本人分のみ有効(親族分は不可)です。**

・5,000円以上の証明書類(領収書)をご提出いただいた場合は5,000円、

5,000円未満のご提出は全額の補助となります。金額の証明書類(領収書)は合算不可です。

・5,000円未満の補助でも、年度に1回となりますので、ご注意ください。

◆リフレッシュ補助金請求書に必要事項を記入し共済会まで郵送、又はFAXでお申し込みください。

・**申し込みには「利用内容(利用された場所)」「利用日」「支払い金額」がわかる証明書類の提出が必要です。**

・入場券・観劇・観戦チケットのコピーや半券、領収書コピー、ネット購入時の画面をプリントアウトする、等

必要な内容を証明するために、いくつかを組み合わせさせていただいても結構です。※ただし、金額の合算は不可です。

・利用日が年度内の証明書類のみ有効です。

◆ご請求いただきました補助金は、**会員(本人に限る)の口座に直接お振込みをいたします。**

・ご請求は、必ず利用日を過ぎてから(利用後)にお送りください。

・振込みは、ご請求をいただいてから、約1ヶ月かかります。

・請求は利用後、3ヶ月以内に請求をしてください。利用日から3ヶ月を過ぎますと時効により、

ご請求いただけませんので、くれぐれもご注意ください。

この事業は、

『団体購入が出来ない・一定の申込人数が必要である・買取しか対応していない・利用日の特定が難しい、等
当共済会のチケット斡旋事業・会員交流事業として提案したいが実施は難しい』ものを各自でご利用いただき、
補助をする事業です。※請求の可否が判断できない場合は、請求前に共済会へご確認ください。

お問い合わせ & 請求書の送り先

共済会事務局 (平日 9:00～17:00)

TEL: 077-524-0261

FAX: 077-524-0441

〒520-0043 滋賀県大津市中央3丁目1番8号 大津第一生命ビルディング10階